

EverySense Pro サービス利用約款の一部改正（2019年5月17日付け）

改正

第1条～第2条（略）

第3条 本サービスの利用

1～3（略）

4. 本サービスの利用には、料金として、年間利用料及び次条に定めるデータ提供の対価（いずれも消費税別途、以下消費税が発生する場面において同じ。）が掛かります。具体的な料金及び支払方法につきましては、本規約に定める他、当社が定める料金表等によることとします。

第3条の2～第15条（略）

現行

第1条～第2条（略）

第3条 本サービスの利用

1～3（略）

4. 本サービスの利用には、料金として、年間利用料及び次条に定めるデータ提供の対価が掛かります。具体的な料金及び支払方法につきましては、本規約に定める他、当社が定める料金表等によることとします。

第3条の2～第15条（略）